

(参考) 現行の社会福祉士養成施設の教員要件について

- 現行の社会福祉士養成施設における教員要件については、科目ごとに、
 - ① 当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教
 - ② 当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員
 - ③ 当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者
 - ④ 当該科目に関する業務に3年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の管理職以上の者(経験者を含む。)
 - ⑤ 5年以上の実務経験を有する社会福祉士
 - ⑥ 内科医師
 - ⑦ 5年以上の実務経験を有する介護福祉士又は看護師等
- のいずれかに該当する教員を確保しなければならないこととされている。

(現行の科目ごとの教員要件)

	当該科目を担当する大学等における教授、准教授、講師又は助教	当該科目の担当として3年以上の教育経験を有する専門学校の専任教員	当該科目に関する研究領域を専攻した修士又は博士の学位を有する者	当該科目に関する業務に3年以上の実務経験を有する国の行政機関又は地方公共団体の管理職以上の者	5年以上の実務経験を有する社会福祉士	内科医師	5年以上の実務経験を有する介護福祉士又は看護師等
社会福祉原論	○	○	○				
老人福祉論	○	○	○	○			
障害者福祉論	○	○	○	○			
児童福祉論	○	○	○	○			
社会保障論	○	○	○	○			
公的扶助論	○	○	○	○			
地域福祉論	○	○	○	○			
社会福祉援助技術論	○	○	○	○	○		
社会福祉援助技術演習	○	○	○	○	○		
社会福祉援助技術現場実習	○	○	○	○	○		
社会福祉援助技術現場実習指導	○	○	○	○	○		
心理学	○	○	○				
社会学	○	○	○				
法学	○	○	○				
医学一般						○	
介護概論							○

Ⅲ 施設設備

Ⅲ—① 設置主体

- 社会福祉士養成施設の設置主体については、運用上、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人のいずれかであることが要件となっているが、養成施設の指定基準においてこれを改めて明確化する。【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p><u>設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。</u></p>	<p>社会福祉士養成施設については、規定なし。 ただし、介護福祉士養成施設指導要領細則において、以下の規定あり。</p> <p>設置主体は、地方公共団体、学校法人及び社会福祉法人を原則とすること。</p>

Ⅲ―② 土地及び建物

- 建物(校舎)については、運用上、自己所有であることが要件となっているが、事業の継続性が担保されることを前提に、**借家の場合でも可能となるよう、規制を緩和**する。
【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
<p>① 校舎等建物については、申請年内(12月末日まで)に工事を完了し、新築の場合は、検査済証の交付を受けること。また、備品等についても、すべて年内に備え付けを完了すること。<u>なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借家であっても差し支えないこと。</u> <u>ア 賃貸借契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。)</u> <u>イ 賃借権の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</u></p> <p>② 校地は、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借地であっても差し支えないこと。 ア 借地契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。) イ 借地権(地上権又は賃借権)の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</p>	<p>社会福祉士養成施設については、規定なし。 ただし、介護福祉士養成施設指導要領細則において、以下の規定あり。</p> <p>① 校舎等建物については、申請年内(12月末日まで)に工事を完了し、新築の場合は、検査済証の交付を受けること。また、備品等についても、すべて年内に備え付けを完了すること。</p> <p>② 校地は、設置者が所有するものであることを原則とすること。なお、次の要件を満たし、かつ、おおむね20年以上にわたって使用できる場合には、借地であっても差し支えないこと。 ア 借地契約が締結されていること(設置計画書提出時においては仮契約締結でもよい。) イ 借地権(地上権又は賃借権)の登記がなされていること。ただし、公共用地についてはこの限りではない。</p>

Ⅲ—③ 1学級の定員

- 1学級の定員については、40人以下でなければならないこととされているが、**養成施設の裁量により決定できるように改める。【一般養成施設・短期養成施設共通】**

見直し案	現行
<u>少なくとも1以上の学級を設けること。</u>	1学級の定員は、40人以下であること。

Ⅲ—④ 普通教室の数

- 普通教室の数については、同時に授業を行う学級の数を下らない数を設置しなければならないこととされているが、講義系科目について、**大教室における授業が可能となるよう、規制を緩和する。**
【一般養成施設・短期養成施設共通】

見直し案	現行
① 同時に授業を行う ために必要な 数の普通教室を有すること。	① 同時に授業を行う 学級の数を下らない数の専用の 普通教室を有すること。
② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。	② 普通教室の広さは、内法による測定で学生1人当たり1.65平方メートル以上であること。

(ex.)1学級40人×2クラス(80人)の養成施設の場合

〈現行〉普通教室2室(40人×2室)以上が必要 → 〈見直し後〉普通教室1室(80人×1室)でも可。